

## 船橋市環境フェア交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市環境フェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に対して環境フェア交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付金対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、船橋市環境基本条例（平成9年条例第7号）第7条第3号に定められた事業であり、かつ実行委員会が市民、事業者及び行政それぞれが、環境意識を高め、健全で恵み豊かな環境の実現をさせる事を目的として行うものとする。

### (交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。この場合において、交際費、慶弔費、懇親費等事業の直接経費となる経費は、対象経費としない。

2 国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合にあっては、当該補助金等の対象となる経費は対象経費としない。

### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

### (交付金の返還)

第5条 実行委員会は、規則第15条第1項ただし書の規定により、補助事業等の完了前に交付金の交付を受けた場合であって、対象経費が交付金額を下回るときは、その差額を市に返還するものとする。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

### 別表

交付対象経費		
(1)報償費	・報償金 ・賞賜金	講演等謝礼 イベント賞品費、啓発用配布品費
(2)需用費	・消耗品費	事務用消耗品費、イベント用消耗品費
	・燃料費	車両燃料費
	・食糧費	実行委員茶代、イベント参加者飲料代、 講演者昼食代
	・印刷製本費	チラシ・ポスター・ガイドブック・会報印刷費、 現像代
	・修繕料	備品修繕料
(3)役務費	・通信運搬費	郵送用切手代、書類・物品等送料
	・手数料	振込手数料、クリーニング費、コピ一代
	・筆耕料	懸垂幕・看板・案内等の筆耕代
	・保険料	傷害保険料、賠償責任保険料
(4)委託料		会場設営・撤去費
(5)使用料及び賃借料		施設使用料、物品・設備賃借料
(6)備品購入費		イベント用備品購入費